

議案第30号

東広島市史編さん委員会規則の制定について

東広島市史編さん委員会規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年10月28日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

附属機関の設置に関する条例第3条の規定に基づき、東広島市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この議案を提出するものである。

2 規則の内容

(1) 所掌事務（第2条関係）

編さん委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 市史の編さんの基本方針及び基本計画に関すること
- イ 市史の編集及び刊行に関すること
- ウ 関係資料の調査、収集及び保存に関すること
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市史の編さんに必要な事項に関すること

(2) 組織（第3条関係）

編さん委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ア 学識経験者
- イ 関係団体に属する者
- ウ 関係行政機関又は教育機関の職員

エ その他教育委員会が必要と認める者

(3) 委員長及び副委員長（第4条関係）

ア 編さん委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

イ 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

ウ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(4) 任期（第5条関係）

ア 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

イ 委員は、再任されることができる。

(5) 部会（第7条関係）

ア 編さん委員会に、部会を置く。

イ 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

ウ 編集部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する。

3 施行期日

公布の日

4 根拠条例

附属機関の設置に関する条例

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市史編さん委員会規則をここに公布する。

令和3年10月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市史編さん委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東広島市史（次号及び第4号において「市史」という。）の編さんの基本方針及び基本計画に関すること。
- (2) 市史の編集及び刊行に関すること。
- (3) 関係資料の調査、収集及び保存に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市史の編さんに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関又は教育機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、その職に基づいて委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条の所掌事務を円滑に行うため、部会を置く。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

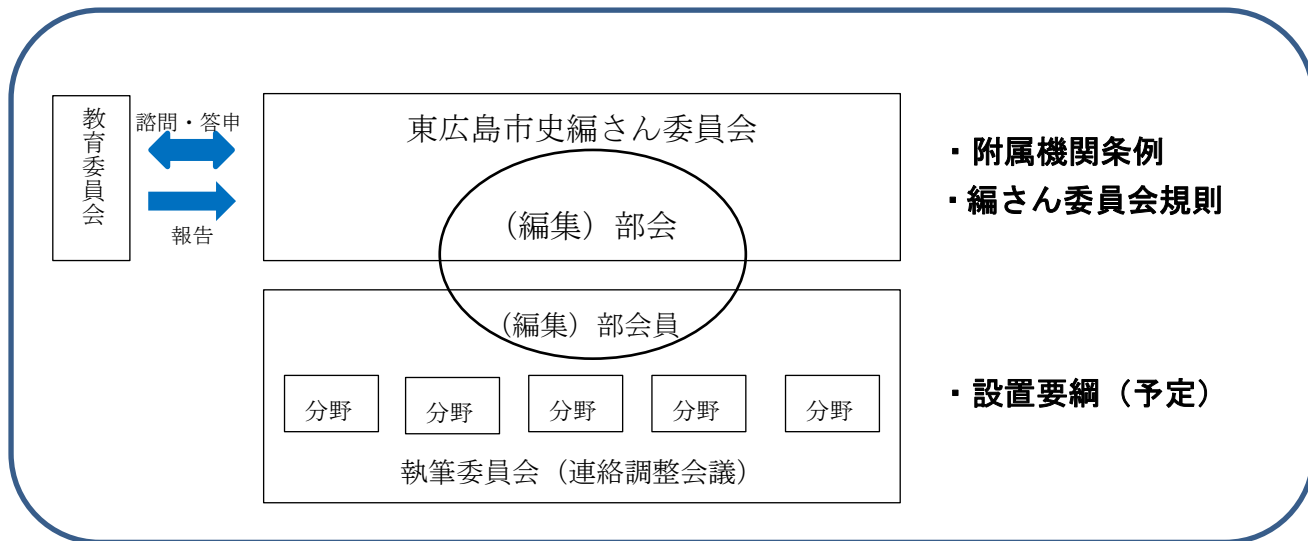
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。



市史編さん事業関係組織体系図